

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4:2024

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	4.4	4.4 一般要求事項（JIS C 8105-1（以下、第1部）の箇条0（総則）の規定による。） 0.3 一般的要求事項 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	4.7 4.7.4 4.7.5 4.7.7	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 4.7 構造 4.7.4 キャンドル形照明器具は、スイッチを備えなければならない。 E5ランプソケット又はE10ランプソケットを備えたキャンドル形照明器具のスイッチは、全てのランプを同時に入り切り可能でなければならない。スイッチは、照明器具に備えるか、又は照明器具から300mm以内のコード上に備えなければならない。 4.7.5 E5ランプソケットは、ランプソケット一つ当たりの定格電圧が25V以下でなければならない。これらのランプソケットを備えた照明器具の最大定格電力は、100W以下でなければならない。 4.7.7 屋外用照明器具のコード入口は、2か所以下でなけ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4:2024

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				4.7.8 4.11.3	<p>なければならない。</p> <p>4.7.8 クラスⅡ照明器具が備える電源コンセントは、クラスⅠの差込プラグが接続できないもので、かつ、関係する規格群に適合するものでなければならない。</p> <p>4.11.3 コード又は可とうケーブル及びプラグを備えずに出荷する屋外用照明器具は、コード又は可とうケーブルを確実に接続するための端子、コード張力止め、及びコード引込部を備えなければならない。</p>	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.7	<p>4.7 構造（第1部の箇条4の規定による。）</p> <p>4.21 保護シールド</p> <p>4.21.1 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを用いる照明器具は、ランプの破裂の危険性があるため、保護シールドをもたなければならない。ハロゲン電球の場合は、保護シールドはガラス又は金網でなければならない。</p> <p>4.21.2 ランプ収納室の部分は、ランプの破裂による破片で安全性を損なわないように設計しなければならない。</p> <p>4.21.3 保護シールドを付けた照明器具の全ての開放部分は、埋込み形照明器具の背面を含めて、破裂したランプの破片が直接（直視方向に）照明器具から出てこないようになっていなければならない。</p>	
第 三 条	安全機能を有	電気用品は、前項の規定による措置のみに	<input checked="" type="checkbox"/> 該当		第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次によ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4:2024

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 項	する設計等	よってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	4.6 4.6.1	る。 4.6 表示 4.6.1 屋外での使用に適さない、普通形照明器具以外の照明器具（例えば、IPコードがIPX4未満の場合）は、“屋内専用”の文字及び／又は規定のシンボルを表示しなければならない。シンボルを表示する場合は、その意味の説明を取扱説明書に記載しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.7 4.13	4.7 構造（第1部の箇条4の規定による。） 4.18 耐食性 4.18.1 防滴形、防雨形等照明器具の鉄製の部分は、照明器具の安全性を損なうようなさびが生じないように、適切に保護していなければならない。 4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止 LED照明器具は、供用期間中に発煙、発火など火災に関連する故障が発生しないように設計しなければならない。 4.13 耐久性試験及び温度試験（第1部の箇条12の規定による。） 12.3 耐久性試験 12.3.0A 一般 実用上の冷熱サイクルに相当する状態で、照明器具は、安全性を損なったり、又は早期に故障が発生してはならな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4:2024

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					い。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	4.5 4.5.2 4.7 4.7.8	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 4.5 照明器具の分類 4.5.2 屋外用照明器具は、外郭によるじんあい、固形物及び水の侵入に対する保護等級（以下、IPコードという。）がIPX4以上の分類に適合するものでなければならない。 4.7 構造 4.7.8 屋外用照明器具が他の機器へ電力を供給するために備えるコンセントは、それに対応する差込プラグとの間のIPコードがIPX4以上、かつ、照明器具と同等以上のIPコードでなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	4.7 4.7.2	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 4.7 構造 4.7.2 可触となる又は可触金属部品と接触する、コード用の線び（種）及び留め具は、絶縁材料でできているか又は固定した絶縁ライニングを施さなければならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に	■該当 □非該当	4.12	第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。 4.12 感電に対する保護 差込みランプソケットを備えるクラス0I又はクラスIの照明器具は、次のいずれかでなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4:2024

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		保護すること。			a)照明器具が通常の使用状態に組み立てられた状態で、ランプロ金に標準試験指が触れない。 b)接地した金属製ランプソケットを備える。	
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	4.12	第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次による。 4.12 感電に対する保護 差込みランプソケットを備えるクラス0I又はクラスIの照明器具は、次のいずれかでなければならない。 a)照明器具が通常の使用状態に組み立てられた状態で、ランプロ金に標準試験指が触れない。 b)接地した金属製ランプソケットを備える。	
第八 条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	4.7 4.7.9	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 4.7 構造 4.7.9 屋外用照明器具のランプソケット及び差込プラグの絶縁部は、耐トラッキング性の材料を用いなければならない。	
第九 条	火災の危険源 からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	4.5 4.5.3	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 4.5 照明器具の分類 4.5.3 床置形照明器具及び卓上形照明器具は、第1部の2.4（照明器具の取付面の材料による分類）によって、可燃材料表面に直接置くことに適した分類に適合するものでな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4:2024

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	防止	人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。		4.7 4.7.1 4.7.2	4.7 構造 4.7.1 コード又は可とうケーブルの絶縁は、照明器具を移動するとき、調節するとき、及びその支持物に置いたときに、損傷を受けない構造でなければならない。 4.7.2 電線経路の配線は、照明器具の通常の動きによって金属部分と擦れて摩耗し、安全を損なう可能性のある全ての箇所を、線び(種)、留め具又はこれらと同等の絶縁部品で固定しなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	4.4	4.4 一般要求事項(第1部の箇条0(総則)の規定による。) 0.3 一般的要求事項 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	4.7	4.7 構造(第1部の箇条4の規定による。) 4.24 光生物学的危険 4.24.1 紫外放射 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、それらのランプを使用したときに、過度の紫外放射をしてはならない。 4.24.2 青色光による網膜傷害 定着灯器具、規定する電源コンセント取付形常夜灯、移動	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4:2024

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					灯器具等は、定める距離条件においてリスクグループが RG1 を超えてはならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.4	4.4 一般要求事項（第1部の箇条0（総則）の規定による。） 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。	
第十五条 第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4:2024

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.11 4.11.4	第1部の第十六条に該当する規定によるほか、次による。 4.11 外部及び内部配線 4.11.4 クラス0I、クラスI又はクラスII屋外用照明器具に用いるコード又は可とうケーブルは、次のいずれかを用いなければならない。 a) JIS C 3663-4に規定されたタイプ又はこれと同等以上の合成ゴムシースコード b) 第1部の外部配線用電線に適合する、導体断面積が0.75	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4:2024

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		れるものとする。			ンセントの近傍に表示しなければならない。	
第二十条 第 1 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 2 号	表示等（長期 使用製品安全	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4:2024

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	表示制度による表示)	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	テレビジョン受信機は、当該規

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-4:2024

規格名：照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	表示制度による表示)	<p>体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				<p>格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。</p>